

新宿区乳幼児子育て支援事業実施要綱

平成 19 年 5 月 31 日 19 新福子支第 510 号 決 定

平成 23 年 6 月 30 日 23 新子総児第 525 号 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区立児童館で乳幼児子育て支援事業（以下「事業」という。）の実施により、乳幼児を持つ親（これから子を持つものを含む。）とその子ども（以下「乳幼児親子」という。）に対する総合的な子育て支援施策を推進し、乳幼児親子の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第 2 条 事業は近隣の児童館及び関係機関等と連携を図りながら、実施するものとする。

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 親子のつどいの場提供事業 乳幼児親子（主に 3 歳までの乳幼児及びその親を対象とする。）が気軽に集い、交流できる場を提供する事業
- (2) 子ども家庭相談事業 子育て家庭の保護者からの相談に応じ、保護者の子育てに関する不安の解消や子どもの健全育成を支援する事業
- (3) 子育て啓発事業 子育て支援のため、子育て家庭の保護者を対象に行う次の事業
 - (ア) 子育てに関する講座等の開催
 - (イ) 子育てに関する情報交換や子育ての相互協力を行う地域の子育てサークル等の連携及び支援
 - (ウ) 子育て支援のための子育て情報の提供
 - (エ) 子育てに関するボランティアとの連携及び支援
 - (オ) その他、地域の子育て支援に資する活動の実施

(子育て支援担当者リーダーの指名)

第 4 条 児童館長は、児童館相互、他機関及び地域との連携に当たらせるため、児童館の職員のうち、1 名を子育て支援担当者リーダーに指名する。

(関係機関等との連携)

第 5 条 事業の実施に当たっては、子ども家庭支援センター、子ども総合センター、保育所、幼稚園、子ども園、児童相談所、保健センター、民生委員・児童委員、その他館長が特に必要と認める機関等と連携を密にし、事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 児童館は地域の子育て支援事業を推進するため、必要に応じて会議を開催する。その際、子育て支援担当者リーダーは、児童館長の指示に従って会議の開催に必要な事務を行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 6 月 30 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。